

危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会（第3回）議事要旨

1 開催日時

令和4年3月23日（水）14：00～16：00

2 開催場所

WEB会議

3 出席者（敬称略 五十音順）

委員長 小林 恭一

委員 江口 真、高橋 典之、高橋 文夫、田口 昭門、田中 弘人、徳重 諭、
平田 成、松原 美之、村上 治三郎

4 配付資料

資料3-1 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会（第2回）議事要旨

資料3-2 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討状況について

資料3-2-1 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬
に係る検討結果

資料3-2-2 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に係る検討結果

5 議事

議事概要については以下のとおり。

(1) 議事1 第2回議事要旨について

資料3-1により事務局から説明が行われた。

意見等はなし。

(2) 議事2 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討状況について

資料3-2、資料3-2-1及び資料3-2-2により事務局から説明が行われた。

質疑の概要は以下のとおり。

【委員】資料3-2-1の1ページ目に、つり上げまたは持ち上げを行うためのつり具やフォークリフトポケット等を有する運搬容器（以下「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。）と記載があるが、この記載ではなかなか給油機器と一体となった構造の運搬容器をイメージするのが難しい。つり上げまたは持ち上げを行うためのつり具とフォークリフトポケット等の部分を修正することはできないか。

【事務局】1ページ目は、危険物の規制に関する規則第43条第1項第2号の機械により荷役する構造を有する運搬容器の説明をし、6ページ下部の調査結果のまとめにて、調査をした給油機器と一体となった構造の運搬容器は、危規則第43条第1項第2号に規定する構造及び最大容積の技術基準を満たしているものと考えられる、と記載している。

【委員】承知した。

【委員】資料3-2-1、10ページの図1-7について、図は何を意味しているのか。

【事務局】右側の図は、FRP製の変圧器を使用する際に、上下に組み合わせて使用することがあるというのを図示している。左側の図は、1個ずつの単体としての取り外した形である。

【委員】矢印部分は何を意味するのか。

【事務局】この部分には絶縁油が入っているのではなく、電線のコード等といった変圧器に関する電気設備が入っていると聞いた。

【委員】承知した。

【委員】消毒用のアルコールの結論について、国連の危険物という観点から見て、きちんと整合が取れた内容になっているのか。

【事務局】整合が取れているというよりは、国連勧告の試験基準では現状、禁止されていないと考えている。

【委員】例えば、海外から運搬してきた際に詰替えが必要といったことが起こらないか心配をしている。

【事務局】当然、海外及び国連勧告の基準では問題は無いと認識しているので心配している形にはならないと考えている。

【委員】承知した。

【委員】資料3-2-2の8ページについて、括弧内にファイバ板箱に限る。と記載があるが、適切な緩衝設計を行えば、木箱やプラスチック箱でも対応可能だと思われる。ファイバ板箱に限定をしないような方向が好ましいのではないか。

【事務局】今回行った試験では、ファイバ板箱でのみ性能試験を確認しているため、ファイバ板箱に限定した形で新たに基準化したい。逆に言えば、木箱やプラスチック箱であっても、使われる方が試験をし、適切な安全性能を保持していることを示していたければ、その際にはまた検討する可能性はある。

【委員】積み重ねや落下試験等をクリアしたものであれば木箱やプラスチック箱を認めてもいいのではないかと感じている。また、国連では、組合せ容器について材質を限定せず、その際に緩衝材が必要不可欠と言う書き方ではなかったと思う。要するに、揺れない、ぶれない、衝撃が加わらないといったような、緩衝材に代わるようなものもあり得るということであり、その点についてはいかがか。

【事務局】実験を行った組合せ容器はファイバ板箱を用い、緩衝材を使用している。それ以外の材質の組合せ容器については、今回の実験条件とは異なるため、事務局として示すことはできない。仮に、木箱やプラスチック箱を組み合わせた容器とし、緩衝材がない場合に、基準を満たす実験結果を示しせるのであれば、再度検討の余地はある。そのため、現状としてはこのようなまとめとしている。

【委員】今後の進め方としては、今回、説明のあった2つの部分は、他の検討事項とは別に、2つを先に進めて、例えば、法制化を来年度早々にするといったスケジュールになるのか。

【事務局】まずは中間報告として全体を取りまとめ、次年度以降に検討が必要なものについてはとしてその中に書き残すという形で対応する。今回、結論を得られた部分については、早々に法制化をしていくという考えでいる。

以上